

外国人留学生の大学入学

—入試方法を中心として—

大学入試センター 中 島 直 忠

Abstract

University Admissions of Foreign Students in Japan
— Focused on Admissions Methods —

Naotada NAKAJIMA, The National Center
for University Entrance Examination

In Japan, the number of foreign students tends to increase year by year under the orientation of internationalizing higher education.

In the beginning, this paper surveys the situations and the problems of foreign students, and afterwards analyzes the requirements and the criteria in undergraduate admissions in 1983. In analyzing the admission criteria, the tendencies of the Joint First Stage Achievement Test, General Examination for Foreign Students, and the second stage entrance examination are examined.

1. 受入れに関する諸問題

大学国際化への志向の下、我が国の大學生への外国人留学生は年を追って増加している。本稿は、各大學生が外国人留学生を受け入れる際の入試方法を中心として扱うが、本論に入る前に、外国人留学生に関する概況と主要問題点を述べておくこととする。

(1) 概 態

第2次大戦後、教育文化の交流を通じて国際親善に努める方針に基づき、1954(昭29)年から国費による外国人留学生の受け入れが再開された。1960年からは、インドネシア共和国との賠償協定によるいわゆる賠償留学生制度も始まった。国費留学生は当初年間30名の定員に過ぎなかったが、次第に定員も増し奨学金・宿舎等の待遇も改善されてきた。他方、私費留学生(外国政府の経費負担による派遣留学生を含む)も漸増した。それらは最近では表1のとおりにまで至った。

表1 年度別外国人留学生数

(各年度5月1日現在)

区分	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度
国費留学生	1,075人	1,183人	1,369人	1,578人	1,777人
私費留学生	4,774	4,750	5,203	5,601	6,339
計	5,849	(1.4%) 5,938	(10.8%) 6,572	(9.2%) 7,179	(13.1%) 8,116

計欄の()内は対前年度伸び率

この間、1971年のOECD教育使節団「日本の教育政策に関する調査報告書」による留学生受入れに関する勧告や、1974年の中央教育審議会「教育・学術・文化における国際交流について」の答申における大学の国際交流活動の推進の求めは、留学生政策を積極化させた。また1979年以降の中国政府派遣留学生の多数受入れは、留学生増加のインパクトとなった。

最近の留学生数を学部・大学院・短大別にみると表2のとおりで、国費留学生は政策的な方針の結果

表2 在学段階別外国人留学生数

(昭和57年5月1日現在)

区分	学 部	大 学 院	短 大	計
国 費 留 学 生	214人	1,563人	——人	1,777人
私 費 留 学 生	4,380	1,698	311	6,389
計	4,544	3,261	311	8,116

大学院に在学する「研究留学生」に傾斜し、逆に私費留学生は学部段階に傾斜している。

こうした状況は国際的にはいかなる位置にあるのか。表3により主要国間の外国人留学生の在学状況をみると、我が国の場合、実数においても、高等教育機関在学者中の比率においても、著しく遅れていることがうかがえる。しかし外国人留学生中の国費留学生の比率と奨学金月額は最高で、最近の努力の成果がうかがえる。⁽¹⁾

表3 主要国における外国人留学生の状況

区分	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	西 ド イ ツ	フ ラ ン ス	日 本	備 考
高等教育機関在学者数	1003万2千人	49万2千人	92万5千人	110万3千人	211万1千人	1977～79年 日本は1981年
外国人留学生在学者数	26万3940人	5万9625人	5万5387人	10万8286人	8,116人	1978年 日本は1982年
高等教育機関在学者中外国人留学生の比率	2.68%	12.1%	5.98%	9.82%	0.38%	
国費留学生数	2,199人	1,317人	2,954人	10,950人	1,777人	1976～80年 日本は1982年
外国人留学生中国費留学生の比率	0.88%	2.21%	5.33%	10.11%	21.90%	
国費留学生制度の名称	フルブライト 奨学生	British Council 留学生	DAAD. ドイツ学術交流会留学生	フランス政府 留学生	日本政府(文部省)留学生	
奨学金月額 (大学院レベル)	112,000～ 123,000円	108,000円	78,000～ 182,000円	68,000円	166,000円	1981～82年

(2) 各大学の受け入れ状況

まず国費留学生の留学目的別内訳数を表4でみるとこととする。重点が研究留学生に傾斜していること、また学部段階の者は国立大学のみに配置されていることが、うかがえる。

表4 国費留学生の留学目的別内訳数

(昭和57年5月1日現在)

	研 究	学 部	日本語・日本文化研修	教員研修	計
国立大学(70大学)	1,363	171	43	69	1,646
公立大学(6大学)	21	—	—	—	21
私立大学(36大学)	108	—	2	—	110
合 計	1,492	171	45	69	1,777

上表のうち学部段階の者を受け入れている国立大学の名称等を、表5に示す。

これらの国立大学は、教育の国際化に熱心な大学であるが、当時の95校中23校に過ぎない。とりわけ、まとまった数を受け入れているのは約10校に過ぎない。⁽²⁾

次に、私費による学部留学生の受け入れ状況をみる。行政上は日本政府(文部省)奨学金によらない外国人留学生を「私費外国人留学生」と呼んでいる。従って、外国政府派遣留学生も統計上は私費外国人留学生に含められているが、ここでは区別して扱っておく。

各国公私立大学の私費学部留学生の受け入れ状況を、表6の合格者数によってみるとこととする。⁽³⁾

表5 国費学部留学生の受け入れ状況

(昭和57年5月1日現在)

20人を受け入れている大学名	京都	1校
10人~19人を受け入れている大学名	東京、東京工業、横浜国立、大阪	4校
5人~9人〃	東北、千葉、一橋、名古屋、神戸	5校
1人~4人〃	北海道、筑波、東京医科歯科、東京水産、電気通信、信州、名古屋工業、京都工芸繊維、神戸商船、九州、長崎、熊本	12校
日本語学校に50人受け入れている大学名	東京外国语	1校
計		23校

表 6 昭和56年度私費学部留学生合格者数

国立大学		大学数
25人を受け入れている大学名	東京外国語	1
10人〃	横浜国立	1
5~9人〃	秋田、群馬、千葉、東京工業、京都、奈良教育、九州	7
1~4人〃		22
計		31

公立大学		大学数
12人を受け入れている大学名	横浜市立	1
5~9人〃	大阪市立、神戸商科	2
1~4人〃		3
計		6

私立大学		大学数
123人を受け入れている大学名	国際基督教	1
30~99人〃	上智(87人)、拓殖(52人)、東海(42人)、日本(40人) 法政(50人)、同志社(33人)、関西外国語(80人)、	7
20~29人〃	亜細亜、慶應、専修、明治、関西	5
10~19人〃	青山学院、大東文化、東京理科、東洋、武藏野音楽、早稲田、 長崎総合科学、沖縄国際	8
5~9人〃	上武、駒沢、創価、玉川、日本女子、日本体育	6
1~4人〃		35
計		62

(備考) 別科生の合格者数を明記した大学として次の2校があるが、この数は上の表には含めてない。拓殖(170人)、南山(100人)

学部留学生は表2のとおり国費留学生は僅少に過ぎず大部分を私費に依存している。それだけに私費留学生を多数受け入れている大学は、国際的教育交流に熱意が強いと言える。

(3) 教育・就職等の問題点

(ア) 学部留学生に対する援助の必要

アジア諸国とりわけ台湾・韓国・中国・タイからの学部留学生が多い。学部留学への志向は、国によりそれぞれ特殊な事情をはらみながら、なお根強いものがある。思うに、学部留学には次の二つの場合があると考えられる。

第1には、自国の大学制度が充分に発達していないために、高等教育機能を外国の大学で代替する場合である。例えば英連邦諸国にはかつての宗主国であった英國の大学に多数の留学生を送る国が少なく

なかったが、近年英國の経済事情から学費が著しく高騰したため、日本への学部留学生が増加する傾向がある。かかる代替的需要は、自國の大学の整備充実とともに次第に減少するであろうが、いま暫くの間はこれら諸国に対する文化的な援助・交流として学部留学生を多く受け入れる必要があろう。

第2には、自國の大学制度が充分発達している場合でも、日本の青少年が外国の高等学校や大学学部に留学するのと同様に、若干の青少年が若い時から留学することは、日本の文化・社会の本質を深く体得し、自國の文化や社会のために寄与できるという意義がある。こうした意思と希望を抱く若者を、日本の大学が快く受け入れることは、国際的な文化交流上必要であろう。

現在政府（文部省）が採っている国費留学生政策の「研究」留学生への著しい偏りについては、特にアジア各国からの「学部」留学にもう少し配慮を払う必要があるのではないかとの批判がある。⁽⁴⁾

（イ）日本文化の性格との関連

日本人のモノ・カルチャ一体質からする集団主義的行動性及び異文化受容への消極性は、留学生の快い受け入れにとって厚い障壁をなしている。また、吉田松蔭の造語と言われる「脱亜入欧」の心情を、明治維新以来、官民共に日本近代化の路線としてきたために、アジア等の開発途上国の留学生に対してとりわけ閉鎖的態度が取られるがちである点が反省されている。

加えて、大学院特に文科系において博士号を取得し難い点は、外国人の日本留学意欲を決定的に減殺したり、折角受け入れ育てた留学生に却って反日感情を植え付ける原因となったりする。⁽⁵⁾

これらの諸点は、文化・教育・学術の国際交流のために、大学と社会を開いてゆく努力を重ねる以外に解決はないであろうし、近時その積極的な努力が払われつつある。とりわけ日本語教育には問題が多いので、次項に取り上げる。

（ウ）日本語教育の問題点

言語構造の異なる母国語を使用する外国人とりわけ漢字文化圏以外からの出身者にとって、日本語の修得は極めて困難であろう。

国費留学生の場合は、来日後日本語教育を受けるのが通例で、東京外国语大学外国语学部付属日本語学校等で1年又は半年の入学前予備教育を集中的に受ける。私費留学生の場合には、母國等で、又は来日後大学入学前に国際学友会日本語学校等で日本語教育を受けた者が、後記する「私費外国人留学生統一試験」を受けた後に、大学入試を受験するケースが多い。

大学入学後にも日本語学習を続けられるように、受入れ大学では種々の配慮を払っている。例えば、留学生だけの日本語・日本理解のための少人数クラス（大学設置基準第46条により、かかる場合は外国语科目等に代替できる）、半年～1年間の日本語教育課程としての国際センター・留学生別科等の設置（12の私立大学で実施）、留学生指導謝金によるチューター制などである。こうした措置にもかかわらず、半年～1年程度の教育では日本語修得の困難は容易に克服し難いので、英語等の外国语の使用による教育も一部で実施されるなど、問題解決の方途が模索されている。

（エ）大学での教育指導における問題点

留学生は、日本人学生と一緒に学部や大学院での教育を受けるが、言語を初めとする文化的背景や、初等中等教育のあり方の違いなどによる基礎学力上の弱点など諸条件を克服しなければならない。そのため、政府の施策としては、国立大学については外国人留学生教育経費（実地見学経費や学生当り校費等）と外国人留学生特別指導費（課外補講・ホームステイ・チューター等の経費）が支出され、55年度以降は国費留学生も私費留学生も同一の扱いとなっている。私立大学については、私立大学経常費補助

における特別補助を通じて留学生援助の効果が期されている。⁽⁶⁾

それでは、大学現場において所期の効果が収められているであろうか。全国的な実情を知りうる資料は見出だせないが、筑波大学における調査から一事例の状況と問題点を概観してみよう。⁽⁷⁾

この調査の対象の大部分は、大学院生・大学院研究生としての留学生及び彼らの指導教官とチューターの学生であった。そこで大学院教育を中心とする状況と問題点が物語られるわけであるが、学部段階の教育についても参考になるであろう。

回答留学生の約半数が台湾・韓国・中国の出身者であるが、彼らは大部分が講義の日本語に一応以上ついていけるし、また専門書・新聞もある程度読みこなせる。しかしその他の留学生の多くは、講義の日本語は半分以下しかききとれず、また日本語文献を読む力も弱い。

基礎学力については、指導教官とチューター学生からみて、学部レベルの基礎知識の不足が目立つ留学生は3分の1程度にとどまる。他方、基礎学力の不足を嘆く留学生は日本語の力について62%、日本の歴史や社会事情について34%ある。「授業や研究であなたは自分の実力がどのくらい発揮できていると考えますか」との質問に対して、「7割以上」と答えた留学生の合計は約45%、「5～6割程度」が約44%、「4割以上」が約18%である。

国立大学の中でも留学生の受入れに特に積極的な筑波大学で、しかも大学院レベルという比較的条件のよい留学生集団の場合でも、上記のように問題はらみの状況である。

こうした状況を生む大学側の態勢に対して次の指摘がある。⁽⁸⁾ 「(1)増大し、かつ多様化する留学生の受入れについて基本方針を策定・推進する常設的・中心的組織がないこと、(2)教育・研究指導および生活指導に関する総合的な責任体制・実施体制に欠け運営上の支障がみられる」そしてその解決策として「留学生センター」を新設し専任教官による教育・研究と生活上の指導体制を確立することが提案されている。

最近急速に留学生の受入れ数の増大を図る一方で、既設の組織と教官陣容でこれに対応しようとする無理が、ここに滲み出ているように思われる。

(オ) 留学後の就職に関する問題点

日本の大学の多くは、学部段階では卒業後直ちにプロフェッショナルな社会活動が可能なだけの確實なディシプリンは授けていない。その種の教育は大学院の教育又は企業内教育によって担われていると言われる。また、外国人留学生は日本の大学院では学位とりわけ博士号を課程在学中ないし修了後数年の間に取得することは、欧米の大学院よりも困難な事情にある。これらの事情から母国に帰国後、期待するような専門的な地位に就職するにはかなりの困難を伴い、しばしば不満の種となっている。これが日本留学が欧米留学よりも魅力が薄い大きな要因となっている。

日本の企業に就職したい場合でも、終身雇用原理を取る日系企業では、日本語能力と現地事情に通じていることの2点を買われたものになり易く、大学卒にふさわしいエリート・コースを歩むことになりにくい。⁽⁹⁾

かかる就職事情は、入試に関しては極めて間接的な問題であろう。しかし、例えば日本語学力の要求水準をいかに考えるなどは、入試についても比較的直接の関係にあると考えられる。

2. 留学生の大学入学資格の弾力化

現行の大学入学資格を定める法制体系の概要は次のとおりである。

(1) **学校教育法 第56条第1項**……大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められる者とする。

(2) **学校教育法施行規則 第69条**……学校教育法第56条第1項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定した者

二 （略） 三 文部大臣の指定した者 四 （略）

五 その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(3) **昭和56年文部省告示第153号** 「外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者の指定」

一 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものも含む。次号において同じ。）に合格した者で、18歳に達したもの

二 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に合格した者を含む。）で、次の表に掲げる教育施設において我が国に大学に入学するための準備教育を行う課程を修了し、かつ、18歳に達したもの

名 称	
東京外国语大学外国语学部附属日本語学校	省
国際学友会日本語学校	
関西国際学友会日本語学校	略
赴日留学生予備学校	

(4) **昭和23年文部省告示第47号** 「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定」

一、（途中省略）

二、スイス民法典に基づく財団法人である国際バカラア事務局が授与する国際バカラア資格を有する者で18歳に達したもの

(5) **昭和57年2月12日文部省大学局長通知** 「認定難民等の大学及び大学院入学資格の確認方法について」……（説明）インドシナ半島諸国等の難民について、外国の学校教育において所要年数の課程を修了していることの証明が困難な場合に、本人の申請をもって卒業証明書等に代えることができることとした。なお、通知には法的効力はないが、法の運用指針を示すものとして、実際的効果を発揮するも

のである。

以上の現行の関係規定等には、昭和54年以来4回にわたる入学資格弾力化の措置の結果が織りこまれている。その経過は次のとおり。

① 昭和54. 4. 25. 昭和23年文部省告示第47号の一部改正〔前記(4)〕……国際バカロレア資格 (International Baccalaureate Diploma) を有する者で18歳に達したものに入学資格を認めた。国際バカロレアは、1963年以来準備と実験の期間を経て1976年に正式の活動を開始した。その主たる事業は、第1には国際学校で共通に使うカリキュラムの開発であり、第2にはそのカリキュラムに基づく統一テストである国際バカロレア試験の実施である。従来、国際学校の中には、特定の国の学校教育の課程の基準に従わず、独自の教育を実施したものがあり、その種の学校を修了した場合には日本の大学への入学資格は認められなかった。我が国は、昭和54年以来この種の学校修了者に対しても国際バカロレア資格の取得を条件として、大学入学への途を開いたのである。

この措置は、いわゆる帰国子女の大学入学のためという意味を多分に帯びているが、外国人留学生にも適用される可能性を含んでいる。

② 昭和54. 8. 24. 学校教育法施行規則第69条第1号の改正〔前記(2)〕……前述した中国政府派遣留学生の受け入れ問題が動機で、文言中の「又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの」が加えられ、同日付で文部省告示第148号「外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者の指定」が定められた。この告示では、(A)外国で中等教育の課程を修了していること、(B)文部大臣が指定する教育施設において我が国の大に入学するための準備教育を行う課程を修了すること、(C)18歳に達すること、の3点を満たす者に入学資格を認めることとした。〔前記(3)の第二号参照〕

③ 昭和56. 10. 3. 文部省告示第153号〔前述の昭和54年文部省告示第143号の全部改正、前記(3)〕……我が国では、高等学校卒業と同等以上の学力が認められる者にも、大学入学資格が与えられている。〔前記(1)〕

この種の資格を与える途として、大学入学資格検定制度が設けられている（大学入学資格検定規定）。これと類似する検定制度が外国にも存在する。例えば、韓国には中学校卒業者や各種学校（高校に準ずるもの）卒業者を対象とする「高等学校卒業学力検定考試」制度があり、その合格者には大学入学資格が認められている。これらの合格者には従来我が国の大に入学する途は開かれていたが、「大学入学資格検定」合格者と均衡を取るために、この措置が取られた。

④ 昭和57. 2. 12. 文部省大学局長通知〔前記(5)〕……出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号、題名改正昭和56年法律86号）に基づき難民の認定（第61条の2）を受けた者や、永住許可（第61条の2の5）を受けた難民の認定については、学歴証明に関し実態に即した簡便な方法が措置された。⁽¹⁰⁾

以上の措置により、従来剛構造とでも言うべき修業年数の学校制度を取つて来た我が国でも、制度の異なる諸外国から留学生を迎えるやや柔軟な弾力化がなされて来たわけである。

3. 学部留学生の大学入試

(1) 国費学部留学生の場合

国費学部留学生は表2に見られるとおり少数に過ぎないが、その選考は次の統一的な方法で世界各国において実施されている。

① 第1次選考：文部省は、外務省を経由して在外日本公館に募集と第1次選考を依頼する。在外日本公館は、当該国政府や現地日本人学校等の協力を得て、担当チームを設けてこの業務に当たる。

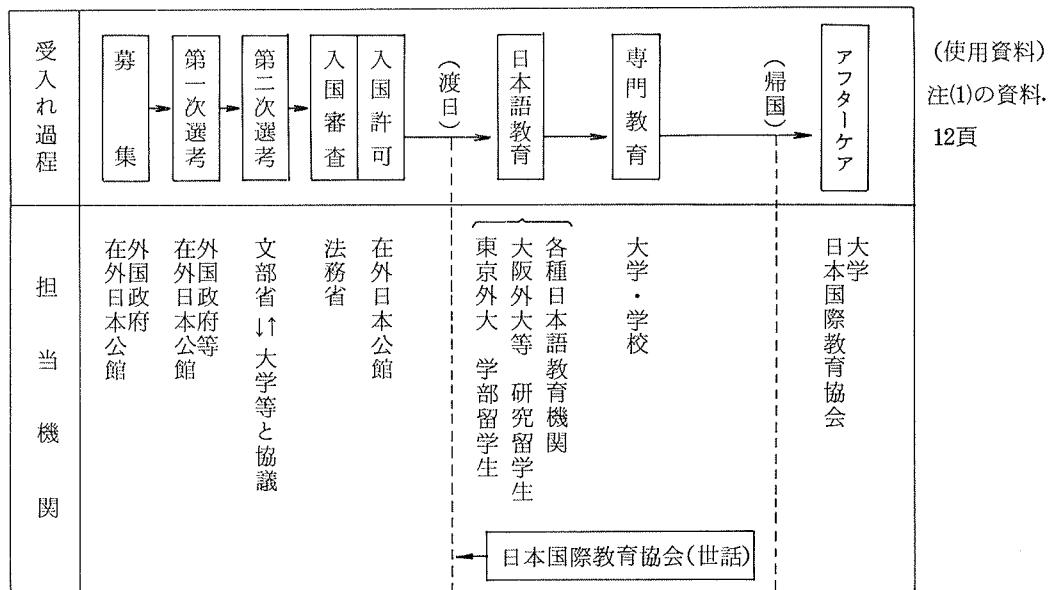
第1次選考は、書類審査、筆記試験及び面接試験の方法による。筆記試験の内容は次のとおり。

文科系：日本語、英語、世界史、文科系向き数学

理科系：日本語、英語、理科系向き数学、理科（物理・化学・生物のうちから志望専攻に関係する2科目を選択）

試験問題は、東京外国语大学附属日本語学校に委託して作成する。日本語の問題は、A（初級）、B（中級）、C（上級）の3部から構成され、学力のレベルを判定し易いよう工夫されている。日本語以外の教科の問題は、全て英語を使って出題され、日本語の力のハンディにより実力が測定できない恐れを防いでいる。

国費外国人留学生受入れ過程



在外日本公館は、第1次選考の結果に基づき、候補者を文部省に推薦し、関係書類、筆記試験答案を提出する。答案は試験問題作成組織において再吟味される。

② 第2次選考：文部省は、推薦された候補者について、選考委員会に諮り、合格者を決定する。その際、一定の選考基準を使用する。合格者について文部省は受入れ大学と協議したうえ最終合格者を決定する。

なお、受入れ過程は上図のように要約される。

(2) 私費学部留学生の場合

学部留学生の大部分が私費によるものである点は、表2で見たとおりである。この人数は今後一層増加するであろう。私費学部留学生の選考方法は各大学・学部が自動的に決定するために千差万別であるので、その選考方法には重要な問題が伏藏されていると思われる。各大学・学部の受入れは、次の2方法に大別される。

- ① 外国から直接応募し、各大学・学部の選考を経て入学する。
- ② 一旦来日し、大学附属の日本語教育施設、民間の日本語教育機関等に入學し、1年程度の日本語等の予備教育を受けた後、各大学・学部に応募し、その選考を経て進学する。この場合に、大学・学部により、共通1次試験や私費外国人留学生統一試験をあらかじめ課した後に、第2次試験を実施するところがある。

(3) 共通第1次学力試験

全国公立大学の各学部が、外国人志願者にこれを課すか否かなどの利用状況を、昭和58年度入試について集計すると表7のとおりである。(注1)

表7 国公立大学・各学部の昭和58年度共通1次試験の利用状況

内 容	國 立	公 立	計
課する	27.4 %	37.3 %	29.0 %
共通一次か統一試験のどちらか一方を課する	3.9	3.0	3.7
課さない	66.7	58.7	64.0
未定・検討中	2.1	6.0	3.2
重複分を含む 延べ学部合計	100.0 数 336	100.0 学部 67	100.0 学部 403
実 学 部 数 合 計	335	66	401

(注)

1学部内で学科等の別に異なる選考方法を定めている場合には、重複して計算してある。表8、表10～表17においても同じ。

(使用資料)

日本国際教育協会編「私費外国人留学生のための大学入学案内 昭和58年度版」

(昭57. 10. 15. 現在)

また、昭和56年度入試において1大学当り5名以上の留学生を合格させている大学(国立9校、公立2校、表6参照)を、留学生受入れに積極的な大学と考えて、これらについて各学部ごとの昭和58年度共通1次試験の利用状況を集計すると、表8のとおりである。

表 8 留学生受入れに積極的な国公立大学・各学部の昭和58年度共通1次試験の利用状況

内 容		國 立	公 立	計
課する		19.0 %	8.3 %	16.7 %
共通一次か統一試験のどちらか一方を課する		2.4	0.0	1.9
課さない		78.6	83.3	79.6
未定・検討中		0.0	8.3	1.9
重複分を含む 延べ学部合計	%	100.0	100.0	100.0
	数	42 ^{学部}	12 ^{学部}	54 ^{学部}
実 学 部 数 合 計		42	12	54

(使用資料)
表 7と同じ。

この両表を比較考察すると、共通1次を課する学部は、全国公立大学では29%に過ぎないが、受入れに積極的な国公立大学に限定してみるとかかる学部は16.7%と更に低率である。逆に、後者では共通1次を課さない比率が高い。「課さない」学部では、後述するように、共通1次の代りに私費外国人留学生統一試験を利用する方が大勢となっている。このことは、留学生受入れを真剣に考えている大学では、共通1次よりは統一試験の方がより適当な判定資料をもたらすと判断されていることを、物語っているように思われる。

(4) 私費外国人留学生統一試験

この試験の実施要領は表 9 のとおり。

表 9

1. 目 的

私費留学生として我が国の大学で勉学するため日本語等を学習している外国人で、昭和58年度大学入学を希望するものに対し、大学入学能力判定に適切な統一試験を実施して、大学で行う私費外国人留学生選抜のための利用に供する。

2. 実施主体

この試験は、財団法人日本国際教育協会が組織する私費外国人留学生統一試験委員会（以下「統一試験委員会」という。）により実施する。

4. 試験の方法

(1) 対象 日本の大学入学資格を有する外国人で、昭和58年4月より日本の大学に留学を希望して日本語等を学習しているもの。

(2) 試験期日 昭和57年12月15日（水）及び16日（木）

(3) 試験場 東京—国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区神園町3-1）
大阪—大阪府立労働センター（大阪市東区京橋3-15）

(4) 試験科目

区分	科目		時間	配点	評価基準
文科 理科 共通	日本語	聴解	20分	20点	A 合計得点が60点以上の場合
		文字	20分	20点	B 合計得点が50点以上60点未満の場合
		読解	80分	60点	C 合計得点が40点以上50点未満の場合
					D 合計得点が40点未満の場合
文科	数学Ⅰ		60分	100点	A 合計得点が240点以上の場合、又は200点以上すべての科目的得点がそれぞれの科目的平均点以上である場合
	社会(世界史)		90分	150点	
	英語B又はフランス語		90分	150点	
理科	数学Ⅰ・ⅡB		90分	150点	B 合計得点が200点以上240点未満の場合又は160点以上すべての科目的得点が平均点以上である場合
	理科(物理Ⅰ、化学Ⅰ、生物Ⅰのうち2科目選択)		120分	150点	
	英語B又はフランス語		60分	100点	C 合計得点が160点以上200点未満の場合
					D 合計得点が160点未満の場合

(5) 問題作成

- ① 問題の作成は試験問題作成委員会が行う。
 - ② 問題は、英語B又はフランス語を除き、日本語により作成する。
-

5. 評価及び発表

- (1) 得点の合計は、日本語と基礎科目を別々に行い、A、B、C、Dの4段階評価をつける。
- (2) 結果(得点ならびにA、B、C、Dの評価)は、昭和58年1月17日(月)までに日本語教育機関、及び個人出願者へ通知する。

(出典) 昭和58年度私費外国人留学生統一試験結果報告書 1～3頁

日本語試験問題のうち、A聴解は録音テープの聴取と併行して解答紙の選択肢にチェックさせる方法が取られ、B文字の試験は漢字の書取り及び発音の振り仮名を課し、C読解の試験はやや長文の提示文に即して読解力を問う設問を課している。出題の程度としては、国内の日本語教育機関で1年間の研修を受けた者の学習達成度が考えられている。

なお、3の(1)で述べたとおり、国費留学生の第1次選考における日本語試験問題は、初級・中級・上級の3部構成になっているが、統一試験においてはこれとは異なる構成がとられている。留学すれば同一大学に席を並べて学ぶ可能性のある者が、このように異なる構成の仕方の試験をそれぞれ受け、両試験に連絡がないという点は、問題を残しているのではなかろうか。

全国公私立大学の各学部が、この統一試験を課すか否かなどの利用状況を、昭和58年度入試について集計すると、表10のとおりである。

表10 国公立大学・各学部の昭和58年度私費外国人留学生統一試験の利用状況

コード	内 容	国 立	公 立	私 立	計	私立別科
1	課する	58.2 %	33.3 %	11.8 %	35.3 %	0.0 %
2	共通1次か統一試験のどちらか一方を課する	3.9	2.9		2.1	
3	統一試験か同一範囲の他の試験を課する	0.3	0.0	0.0	0.1	0.0
4	課すが参考程度	5.0	1.4	1.2	2.7	0.0
5	課さないが参考にする	6.8	18.8	14.9	11.5	0.0
6	課さない	23.7	37.7	61.9	42.0	85.7
7	未定・検討中	2.1	5.8	10.2	6.3	14.3
重複分を含む 延べ学部合計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	数	337 学部	69 学部	328 学部	729 学部	別科 14
	実 学 部 数 合 計	335	66	320	721	

(注1) 私立大学については非回等校もあり、回答校134大学について集計した。

(注2、使用資料) 表7と同じ。

また、昭和56年度入試において1大学当たり5名以上の留学生を合格させている大学（国立9校、公立2校、私立27校のうち資料のない2校を除く25校）を、留学生受入れに積極的な大学と考えて、これらについて各学部ごとの昭和58年度統一試験の利用状況を集計すると、表11のとおりである。

表11 留学生受入れに積極的な国公私立大学・各学部の昭和58年度私費外国人留学生統一試験の利用状況

コード	内 容	国 立	公 立	私 立	計	私立別科
1	課する	71.4 %	66.7 %	20.9 %	36.7 %	0.0 %
3	共通1次か統一試験のどちらか一方を課する	2.4	0.0		0.6	
3	統一試験か同一範囲の他の試験を課する	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4	課すが参考程度	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5	課さないが参考にする	2.4	16.7	31.3	23.1	0.0
6	課さない	23.8	8.3	43.5	36.1	100.0
7	未定・検討中	0.0	8.3	4.3	3.6	0.0
重複分を含む 延べ学部合計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	数	42 学部	12 学部	115 学部	169 学部	別科 8
	実 学 部 数 合 計	42	12	114	168	

(注、使用資料) 表7と同じ。

この両表を比較考察しよう。コード1～5は何らかの利用法で統一試験を使っているのでこれを合計して考えると、表10において国立は250学部74.2%、公立は39学部56.5%と過半数を占めているが、私立は90学部28.1%と低率である。ところが、表11においては、国立は32学部76.2%、公立は83.3%と大勢を占め、私立も52.2%と過半数になっている。このように、国公立大学及び留学生受入れに積極的な私立大学では、統一試験の利用率がかなり高い状況がうかがえる。

私費外国人留学生統一試験について、やや詳細な分析を試みた2篇の論文がある。第1論文⁽¹¹⁾では、昭和39年以前からの統一試験の形成と40年度からの統一試験の実施主体の変遷等や、統一試験の概要、大学での利用状況が述べられている。末尾には、「留学生のそれぞれの国で受けている教育の背景を十分考慮したうえで、日本の大学で学ぶには日本語能力がどの程度必要か、また専攻分野によって異なるが、基礎学科の学力がどのくらい必要か、といった留学生の学習目標となる基準の設定が必要と思われる。」と指摘されている。

第2論文⁽¹²⁾では、次の諸項目について述べられている。

- ①統一試験成績結果の分析……受験者の数や層が年度によりかなり激動していることなどから、標準化への道のりの遠い点が指摘されている。
- ②統一試験受験者の進学……成績評点(ABCD)と進学先の関係を分析し、大多数が私立大学に受け入れられ成績CやDでもかなり入学していること、国公立大学では、基礎科目よりも日本語成績が重視されA以外はほとんど合格していない状況が指摘されている。
- ③統一試験受験者の大学での成績……一般に私費外国人留学生は大学でかなり良い成績を収めている点が指摘されている。
- ④統一試験に関する意見調査……日本語教育機関を対象とする自由記述による質問紙調査の結果、日本語試験はおおむね適切との意見であるが、基礎科目には多くの意見や要望があった。その根底には留学生には日本語学習で精一杯で基礎科目の勉強は過重負担との事情があることが指摘されている。

(5) 私費学部留学生の第2次試験

(ア) 概況

統一試験又は共通1次試験を経て、次の段階で何らかの試験を課するのが大勢であるが、これを便宜

表12 昭和58年度国公私立大学の第2次試験の実施状況

内 容		国 立	公 立	私 立	計	私立別科
日本人学生と同一の試験を課す	%	46.2 %	50.7 %	43.0 %	45.2 %	0.0 %
日本人学生とは別の試験を課す		50.3	43.8	52.1	50.2	28.6
教授会の合議による判定		0.3	0.0	0.0	0.1	0.0
課さない		0.6	0.0	3.6	1.9	64.3
未定・検討中		2.7	6.0	1.2	2.6	7.1
重複分を含む延べ学部合計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	数	338学部	67学部	330学部	735学部	14別科
実 学 部 数 合 計		335	66	320	721	

(注、使用資料) 表10と同じ。

上第2次試験と呼んでおく。さて、この試験の内容はいかなるものであろうか。資料の利用可能な国公私立大学の全部について昭和58年度の実施状況を集計したのが表12である。

また、表11で扱った留学生受け入れに積極的な国公私立大学について、各学部ごとの58年度2次試験の実施状況を集計したのが表13である。

表13 留学生受け入れに積極的な国公私立大学・各学部の昭和58年度第2次試験の実施状況

内 容		国 立	公 立	私 立	計	私立別科
日本人学生と同一の試験を課す	23.3 %	41.7 %	2.6 %	10.6 %	0.0 %	
日本人学生とは別の試験を課す	72.1	50.0	96.5	87.1	12.5	
教授会の合議による判定	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
課さない	2.3	0.0	0.9	1.2	87.5	
未定・検討中	2.3	8.3	0.0	1.2	0.0	
重複分を含む延べ学部合計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	数	43 学部	12 学部	115 学部	170 学部	8 別科
学 部 実 数 合 計		42	12	114	168	

(注、使用資料) 表7と同じ。

両表を比較考察しよう。まず2次学力試験を課さない学部は極めて少数に過ぎないが、私立大学の留学生向きの別科については、表12では過半数、表13では大勢を占める。別科は主として日本語教育コースであるから、これは自然なことであろう。

次に日本人学生と「同一試験を課す」か「別の試験を課す」かは、表12においては大勢を二分し合う傾向であるが、表13では「別の試験を課す」が圧倒的に優勢である。留学生受け入れに積極的な大学は、特別に留学生向きの試験方式を作り試験問題を作る労をいとわない状況がうかがえる。留学生は日本語の研修を1年以上経ているとはいえ、生来日本語を使っている日本人学生に比べれば、日本語学力においてかなりのハンディを負っているのであるから、特別の試験を実施する方が懇切な態度であると考えられる。

表14 留学生受け入れに積極的な国公私立大学の昭和58年度第2次試験において「日本人学生と同一の試験を課す」学部の選考基準

内 容		国 立	公 立	私 立	計	私立別科
選考基準は日本人学生と同一	70.0 %	20.0 %	33.3 %	50.0 %	0.0 %	
選考基準は日本人学生とは別	10.0	80.0	33.3	33.3	0.0	
推薦入学と同一の方法をとる	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
詳細不明	20.0	0.0	33.3	16.7	0.0	
重複分を含む延べ学部合計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
	数	10 学部	5 学部	3 学部	18 学部	0 別科
学 部 実 数 合 計		10	5	3	18	

(注、使用資料) 表7と同じ。

(イ) 日本人学生と同一の試験を課する場合の選考基準

表11で扱った留学生受入れに積極的な国公私立大学の学部のうち、58年度第2次試験で「日本人学生と同一の試験を課す」学部が、いかなる選考基準を取っているかについて集計したのが表14である。該当学部数は合計18に過ぎず、その傾向は日々にわたっている。試験問題などを日本人学生向きと同一のものを使うとしても、選考基準は別個に考える方が留学生制度の趣旨に合致する懇切な態度であると思われる。

(ウ) 日本人学生とは別の試験の内容

次に、留学生受入れに積極的な大学の学部のうち、58年度第2次試験で「日本人学生と別の試験をする」学部は、いかなる試験方法をとるかについて集計したのが表15である。学力検査を課す学部が大勢を占めている。

これらの学部が実施する学力検査において、その試験教科数はどの程度か、また、いかなる教科を課しているかについて集計したのが表16である。試験教科数は国公立大学・学部の平均で2.2教科である。出題教科の種類をみると、国立では日本語と数学、公立では日本語・英語・数学、私立では日本語と英語が多く課される傾向である。

表15 留学生受入れに積極的な国公私立大学の昭和58年度第2次試験において「日本人学生とは別の試験をする」学部の試験方法

内 容		国 立	公 立	私 立	計	私立別科
学力検査を課す	56.3 %	100.0 %	89.3 %	82.7 %	0.0 %	
学力検査を課さない	15.6	0.0	10.7	11.3	100.0	
詳細不明・未定	28.1	0.0	0.0	6.0	0.0	
重複分を含む延べ学部	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合計	数	32 学部	6 学部	112 学部	150 学部	1 別科
学 部 実 数 合 計		31	6	111	148	

(注、使用資料) 表7と同じ。

表16 留学生受入れに積極的な国公私立大学の昭和58年度第2次試験において「日本人学生と別の学力検査を課す」学部の試験教科

教 科	国 立	公 立	私 立	計
日 本 語	41.9 %	30.8 %	39.9 %	39.7 %
国 語	3.2	0.0	0.0	0.4
英 語	6.5	23.1	28.4	25.6
英語又はその他の言語	9.7	7.7	6.9	7.8
社 会 科	3.2	7.7	4.6	4.6
数 学	22.6	23.1	6.9	9.5
理 科	16.1	0.0	5.0	6.1
一 般 教 養	0.0	0.0	1.8	1.5
日 本 事 情	0.0	0.0	1.8	1.5

教 科	国 立	公 立	私 立	計
必要に応じて関連科目	0.0 %	7.7 %	4.6 %	4.2 %
以上の合計の 延べ教科数	100.0 数	100.0 教科	100.0 教科	100.0 教科
以上の該当学部実数	18	6	96	120
以上 の 平 均 教 科 数	1.7	2.2	2.3	2.2
不 明 (実数)	0	0	6	6

(注、使用資料) 表7と同じ。

最後に、留学生受入れに積極的な国公私立大学のうち、58年度第2次試験において「日本人学生とは別の試験をし、かつ、その方法中に学力検査以外のものを採用している」学部について、その方法の内容を分類したものが表17である。これらの学部の中には、学力検査とともに面接等を課すものも含まれる。諸方法のうち、面接が大多数の学部で使われ、小論文、試問(面接において学習内容についても質問する方法)、実技試験が若干ずつ見られる。

表17 留学生受入れに積極的な国公私立大学の昭和58年度第2次試験において「日本人学生とは別の試験をし、かつ、その方法中に学力検査以外のものを採用している」学部の試験方法

内 容	国 立	公 立	私 立	計	私立別科
実技試験を課す	3.7 %	0.0 %	1.7 %	2.0 %	0.0 %
面接を課す	77.8	42.9	80.8	83.8	0.0
保証人面接を課す	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
試問を課す	0.0	42.9	12.0	6.7	0.0
小論文を課す	18.5	14.3	6.0	8.0	0.0
合 計	100.0 実数	100.0 学部	100.0 学部	100.0 学部	100.0 別科

(注、使用資料) 表7と同じ。

なお、国際基督教大学・教養学部では留学生選考に試験は全く課さず書類選考のみで判定しているので、外国居住者がそのまま応募できる。これは、外国語によって行う授業や指導の態勢が整備されているためである。

書類選考のみによる方法は、学部留学生に関しては上記のはかに、上智大学が外国語学部・比較文化学科の応募者に対して、立命館大学全学部が国外居住者のみに対して、また西南学院大学全学部が入学許可が出国外の条件となっている在外者のみに対して、取られている。現在のところ少數例である。

筑波大学では、昭和58年度に「国際関係学類」を新設し、私費外国人留学生を日本人学生とともに募集することとした。その選抜方法は、共通1次も統一試験も課さず、学力検査(数学・外国語)、小論文、面接、健康診断、提出書類を資料として総合判定する方式となっている。この前提には、英語又は日本語と英語の併用による教授方式を全面的に採用し、「国際人」としての姿勢・教養を身につけることにも重点を置くという教育方針がある。

別科等については、書類審査のみにより選考するところとして次の事例がある。

麗澤大学・別科日本語研修課程、京都外国语大学・留学生別科、関西外国语大学・留学生別科、同志社大学全学部の特別学生（私費留学生第2次試験合格者以外の者のうちから選考する。）

別科等の場合、この方法は実情に即した方法であろう。

（6）数点の考察

以上、国費学部留学生と私費学部留学生の大学入試について概観してきた。これらを通観して考えられる点を列挙しよう。

- ① 国費留学生試験と私費外国人留学生統一試験が、別個にではあるが、それぞれ統一的な試験として成立し発達しつつあることは、一定水準以上の学力や資質・能力をそなえた留学生を迎える基盤を構成するものと考えられ、好ましい動きと言えよう。
- ② しかし、国費留学生試験と私費外国人留学生統一試験とでは、計画及び実施の主体は全く異なり、選考方法も試験教科目は共通するものの出題の内容・程度は全く連絡のないまま別々に実施されている。国費でも私費でも同一大学に入り机を並べて勉学する場合は多いことであろうから、入試においてこのようにやや異質の試験を経ていることには、何ら問題は無いのであろうか。これは、留学生指導の責任を負う大学教授陣の意見を聞いて、慎重に判断すべきことであろう。しかし、選抜方法の改善の見地からは、少なくとも国費留学生試験と私費外国人統一試験の実施主体の間に、何らかの協力関係が存在することが望ましいのではなかろうか。
- ③ 私費留学生に関しては、実際にはほとんど合格者を出していない大学も、多くが選抜方法を定めているが、これらの場合には日本人学生と同一の試験を課しているものが多い。これに対し、56年度に5人以上を合格させている大学に限定して調査し、これを資料として、留学生受入れに積極的な大学の選抜方法を見ると、留学生向きの特別の配慮をしている大学・学部が多い。大学国際化の動向に伴い、積極的に留学生を受け入れる大学は増加してゆくであろうが、同時に選抜方法にも適切な配慮を加える傾向が促進されることが望ましい。
- ④ 外国人にとって日本留学中の最大の困難は日本語の使用であろう。特に漢字圏でない国の出身者にとっては、この困難はより大であろう。入試において日本語の学力をどの水準で求めるかについては、柔軟に考える必要がある。1-(3)-(ア)で述べたような留学目標のいかん、大学における学習内容に応じる日本語学力の必要度、授業における日本語使用の重みなどとの関連が、この際に考慮されるべきであろう。国際基督教大学や筑波大学・国際関係学類のような外国语による授業を実施し、それ程高い日本語学力を求めない大学が、今後も増加してゆくことが望ましい。
- ⑤ 国費留学生試験の日本語において初級・中級・上級の学力レベル別に成績が報告される方式、並びに、私費外国人留学生統一試験において成績評価がA B C Dの4段階で報告され、しかも各試験教科の素点も併せて報告される（例えばAの最低得点者とBの最高得点者の差を見ることができる）方式は、日本人学生に対する入試についても参考になると思われる。即ち、1点刻みで試験得点を表わす方式がともすれば1点を争う過当競争をもたらし、受験準備が受験技術の末に走って大学進学後の学習にとり意味の薄い勉強になりがちな弊害を、上記の評価方式は防止するメリットを有しているように思う。大学の求める学力水準があらかじめ示され、学力の要因とともに人物面の要因をも選考の対象とすれば、受験体制とか点数信仰・偏差値信仰の弊害の除去に貢献しそうに思われる所以である。

注

- (1) 表1～表3は、文部省学術国際局 ユネスコ国際部 留学生課作成。
- (2) 表4・表5は、上記の留学生課の資料に基づいて作成した。
- (3) 表6は、日本国際教育協会編「私費外国人留学生のための大学入学案内 昭和57年版」に基づいて作成した。なお、上掲書の統計は各大学に対するアンケート的回答に基づくもので、非回答校や回答方法の不統一もあり、完全に正確とは言い難い。また、合格した留学生数には、正規の学部学生のはかに聴講生・学部研究生も含まれる。
- (4) 松元泰忠 「留学生問題の現状」(大学基準協会会報 第47号 昭57-10月 26・27頁)
- (5) 松元泰忠 前掲論文30～32頁、石附 実「留学生の受け入れ—その制度的な推移」(前掲会報13・14頁)、喜多村和之「日本の大学と大学院留学生」(前掲会報55・56頁)
- (6) 文部省 学術国際局 ユネスコ国際部 留学生課「昭和57年度 我が国の留学生制度の概要」23頁
- (7) 筑波フォーラム №18 特集「留学生問題」(筑波大学 1982年8月)所収の諸論稿のうち、特に次のものを参考にした。

碓氷 尊「相互適応の実態 — 外国人留学生・指導教官およびチューター学生に対するアンケート調査の結果から —」96～117頁
高倉 翔「筑波大学における留学生受け入れの諸課題」5～11頁
松原達哉「留学生の生活指導の問題 — アジア・アフリカなどの留学生を中心に —」22～29頁
ジョン・ジェームズ・ボチャラリ「学群における留学生教育」42・43頁
- (8) 高倉 翔 前掲論文 11頁
- (9) 松元泰忠 前掲論文 27～30頁参照
- (10) 菊本 茂「留学生の入学資格」(大学基準協会会報 第47号 昭57-10月 37～44頁)参照
- (11) 武井一美「私費外国人留学生統一試験について」(コスマス №5 1978-11月 日本国際教育協会 70～77頁)
- (12) 黒岩晰子(ときこ)「私費外国人留学生統一試験の現状と問題点」(コスマス №8 1981-9月 日本国際教育協会 29～40頁)